

平成22年 6月17日（木曜日）

出席議員（15名）

議 長	能 村	憲 治 君		8 番	北 川	進 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	清 水	文 雄 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	水 口	裕 子 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	渡 辺	旺 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		14 番	南	守 雄 君
6 番	北 川	悦 子 君		15 番	米 田	満 君
7 番	夷 藤	満 君				

欠席議員（1名）

13 番	中 川	達 君
------	-----	-----

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君		総 務 部	島 田 睦 郎 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君		総 務 課 長	山 田 吉 弘 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君		まちづくり政策部	岩 上 涼 一 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君		企画財政課長	田 中 徹 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君		まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	重 原 正 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君		町民福祉部	長 丸 信 也 君
都市整備部長	橋 本	稔 君		町民生活課長	北 川 真 由 美 君
教育委員会教育次長 兼学校教育課長	長 丸	一 平 君		町民福祉部	中 宮 憲 司 君
消 防 長	津 幡	博 君		健康推進課長	井 上 慎 一 君
総務部担当部長 兼 税 務 課 長	北	雅 夫 君		町民福祉部	長 田 学 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	中 西	昭 夫 君		介護福祉課長	中 村 由 利 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君		町民福祉部	井 上 豊 君
				環境政策課長	
				都市整備部	
				産業振興課長	
				都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	
				都市整備部	
				上下水道課長	
				教育委員会	
				生涯学習課長	
				消防本部消防次長 兼 消 防 署 長	

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

議事日程（第3号）

平成22年6月17日 午後2時開議

日程第1

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成21年度内^{f17}町一般会計補正予算（第8号）〕から

議案第41号 内^{f17}町火災予防条例の一部を改正する条例についてまで

日程第2

追加議案の上程

議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

選挙第1号 内^{f17}町選挙管理委員の選挙について

日程第4

選挙第2号 内^{f17}町選挙管理委員補充員の選挙について

（第3号の追加）

日程第1

許可第1号 議長の辞職許可について

日程第2

選挙第3号 議長の選挙について

日程第3

許可第2号 内^{f17}町議会運営委員会委員の辞任について

日程第4

選任第1号 内^{f17}町議会運営委員会委員の選任について

日程第5

許可第3号 内^{f17}町行財政改革特別委員会委員の辞任について

日程第6

許可第4号 内^{f17}町環境開発対策特別委員会委員の辞任について

日程第7

選任第2号 内^{f17}町行財政改革特別委員会委員の選任について

日程第8

選任第3号 内^{f17}町環境開発対策特別委員会委員の選任について

日程第9

選挙第4号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第10

選挙第5号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

日程第11

決定第1号 議席の一部変更について

日程第12

議会議案第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について

午後2時00分開議

開 議

議長【能村憲治君】 ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議時間の延長

議長【能村憲治君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

諸般の報告

議長【能村憲治君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、8日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、中川達議員より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承をお願いいたします。

議案一括上程

議長【能村憲治君】 日程第1、去る6月10日、各常任委員会に付託いたしました議案第25号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内^{〇〇}町一般会計補正予算（第8号）〕から議案第41号内^{〇〇}町火災予防条例の

一部を改正する条例についてまでの17議案及び継続審査となっております請願第29号、請願第30号、請願第31号並びに今期定例会までに受理されました請願第32号、請願第33号までを一括して議題といたします。

常任委員長報告

議長【能村憲治君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

北川進総務常任委員長。

〔総務常任委員長 北川進君 登壇〕

総務常任委員長【北川進君】 平成22年第2回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第25号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内^{〇〇}町一般会計補正予算（第8号）〕第1条歳入予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔内^{〇〇}町税条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認する

ことに決しました。

議案第34号平成22年度内¹⁷町一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2条地方債の補正、第3条債務負担行為については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第36号職員団体のための職員の行為の制限に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第37号内¹⁷町税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第41号内¹⁷町火災予防条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成22年6月17日

総務常任委員会委員長 北川進

議長【能村憲治君】 夷藤満文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 夷藤満君 登壇〕

文教福祉常任委員長【夷藤満君】 平成22年第2回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第25号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町一般会計補正予算(第8号)〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3

款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第3条繰越明許費第10款教育費第5項保健体育費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第30号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町介護保険特別会計補正予算(第4号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第32号専決処分の承認を求めることについて〔内¹⁷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕については妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて〔平成22年度内¹⁷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第34号平成22年度内¹⁷町一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第5項保健体育費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第35号平成22年度内¹⁷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第30号後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を国に要望する「意見書」の提出を求める請願については、慎重に審議を重ね、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

請願第31号「介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書」の提出を求める請願については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第32号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての請願については、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

請願第33号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見を国に提出することを求める請願については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項については閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成22年6月17日

文教福祉常任委員会委員長 夷藤満

議長【能村憲治君】 恩道正博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 恩道正博君 登壇〕

産業建設常任委員長【恩道正博君】 平成22年第2回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第25号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町一般会計補正予算（第8号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第

5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第26号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）〕については妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第27号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町新エネルギー事業特別会計補正予算（第4号）〕については妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第34号平成22年度内¹⁷町一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第38号内¹⁷町都市公園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第39号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第40号内¹⁷町水道事業給水条例の一部を改正する条例については妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第29号EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果について報告を終わります。

なお、本委員会として水道事業及び公共下水道、都市計画事業など所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成22年6月17日

産業建設常任委員会委員長 恩道正博

議長【能村憲治君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長【能村憲治君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【能村憲治君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

6番、北川悦子議員。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

6番【北川悦子君】 議席番号6番、北川悦子です。

議案第34号、第3款民生費第2項児童福祉費について、反対の立場で討論します。

また、請願第30号、請願第33号、この2請願につきまして、賛成の立場で討論したいと思います。

まず最初に、議案第34号、第3款民生費第2項児童福祉費について、反対の立場で討論します。

大根布保育所、緑台保育所は老朽化しており、子供たちの安全・安心の保育の場として早急に建てかえを望んできました。と同時に、かつて町立7カ所、私立2カ所だったものを平成18年の保育所民営化検討委員会の報告を受け、逆転の町立2カ所のみを残して4カ所民設民営化とし、白帆台保育園が既にスタートしております。

そして、今回、大根布保育所、緑台保育所の民営化です。公立保育所は、児童福祉法第24条の保育実施義務を果たす最も基本的な施設です。町民にとり公立保育所があることで基準の保育水準で、町民に責任を持って保育を提供することを示すことにもなります。地域の保育の基準にもなり、公立保育所が保育士の配置で最低基準より上乘せをした場合には、私立保育園にも同じ条件で保育ができるように助成する根拠となってきました。

現在、国は待機児童解消のために設置基準を緩めたり、直接契約への道、市場化をねらった動きが見えています。公立保育所の果たす役割は今後ますます大きくなっていくと思います。公立保育所では経験豊かな保育士さんが自慢です。2カ所のみとせず、公立保育所をふやしてほしいとかねて訴えてきました。地域に根差した保育所として公立の保育所の存続を願い、反対いたします。

それから、請願第30号後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を国に要望する「意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場で討論します。

昨年の夏の総選挙で後期高齢者医療制度は廃止し、国民皆保険を守りますと民主党のマニフェストに掲げ、政権交代が実現しました。高齢者の皆さんは、この制度が廃止になることを信じていました。事実、昨年9月17日、長妻厚生労働大臣の最初の記者会見で、後期高齢者医療制度は廃止しますとおっしゃられました。年齢で区分して一つの保険制度に入れるのは無理があると、はっきりと移行を表明しています。しかし、今もこの制度は続き、全国では保険料値上げが出ています。

2013年4月から新しい高齢者医療制度に移行するスケジュールが進んでいるようです。年齢も65歳からと、年齢により、また若い人と別勘定として議論されているようです。すべて国保加入とし、これ以上負担を強いる後期高齢者医療制度は即廃止すべきだと思いま

す。

また、請願第33号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見を国に提出することを求める請願について、賛成の立場で討論します。

国民健康保険は現在他の保険加入者であっても、いずれほとんどの方が加入する保険制度です。加入者が安心して必要な医療が受けられる制度に、それは助け合いではなく社会保障として存続させていかなければなりません。しかし、赤字で22年度保険税を上げた近隣の市町も出てきています。また、内(17)町にとっても赤字で大変な事態になってきています。これだけ苦しくなってきたのは国庫負担の引き下げによること、事務負担金の国庫補助を削減してきたことに原因があるのではないのでしょうか。

加入状況も、高齢の方がますますふえ、医療費も増大してきます。保険税が高くなれば滞納がふえるばかりか、医者へもかかれない状況になってきます。社会保障としての国民健康保険制度であるならば、医者にかかれずとうい命を失うことはあってはならないことではないのでしょうか。国の責任で皆保険としての役目を果たす必要があるのではないのでしょうか。

国に対して国庫負担をかかった医療費の45%に戻すこと、事務費、負担金、保険料、軽減負担金はすべて国庫負担とすべきではないのでしょうか。

皆さん方に賛同をお願いして、終わります。

議長【能村憲治君】 ほかに討論ございませんか。

1番、生田勇人議員。

〔1番 生田勇人君 登壇〕

1番【生田勇人君】 議案第34号平成22年度内灘町一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第2項児童福祉費について、賛成の立場からご賛同をお願いするものであります。

ご存じのとおり、町は町立保育所民営化促進計画で示されていますとおり、地域の基準となるべき保育所は2カ所ちゃんと残し、それを指標とし、その保育所でもやはり保護者のニーズに得られるよう休日保育、延長保育などを行っています。

残すべきところは残して、計画に沿って保護者のニーズにこたえるべく民営化を促進するため、議員の皆様のご賛同をよろしく願います。

議長【能村憲治君】 ほかに討論ございませんか。

7番、夷藤満議員。

〔7番 夷藤満君 登壇〕

7番【夷藤満君】 請願第30号について、不採択とする理由についてということでございますので、不採択とした理由についての意見を述べさせていただきます。

1番目の理由として、国は平成22年度に後期高齢者医療制度の廃止を決定しており、平成25年度から新たな医療制度を構築するということを明言しております。

2番目の理由といたしまして、一日も早く廃止し、老人保健制度に戻すと記載されており、老人保健制度は超高齢化社会に対応できなくなった制度であり、この制度に戻すということは、国民に今以上の混乱を招きかねないということ。

そして、第3番目の理由といたしまして、70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げを廃止することとありますが、今現在凍結されており、1割負担となっているという、以上のことから本請願を不採択とするという意見でございます。

皆様のご賛同をよろしく願いをいたします。

議長【能村憲治君】 ほかに討論ございませんか。

3番、川口正己議員。

〔3番 川口正己君 登壇〕

3番【川口正己君】 請願第33号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見を国に提出することを求める請願の継続についての意見を述べさせていただきたいと思います。

こちらのほうの請願書では、1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担でしたが、それ以降は保険給付費の50%となっております。つまり、かかった医療費の38.5%に引き下げられましたということですが、内¹⁷町の計算では、内¹⁷町の場合は約40%を少しばかり超しております。そういったことで、まだもう1回審査する必要があるということで継続に決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長【能村憲治君】 ほかに討論ございませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【能村憲治君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第25号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町一般会計補正予算（第8号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員でございます。よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

議長【能村憲治君】 次に議案第26号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）〕、議案第27号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町新エネルギー事業特別会計補正予算（第4号）〕

の2議案を一括して採決いたします。

本議案に対する委員長の報告はいずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第26号、議案第27号の2議案は原案のとおり承認されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第28号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）〕、議案第29号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）〕、議案第30号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内¹⁷町介護保険特別会計補正予算（第4号）〕の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告はいずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員でございます。よって、議案第28号、議案第29号、議案第30号の3議案は原案のとおり承認されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔内¹⁷町税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員でございます。よって、議案第31号は原案のとおり承認

されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第32号専決処分承認を求めることについて〔内〔17〕町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第33号専決処分承認を求めることについて〔平成22年度内〔17〕町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第34号平成22年度内〔17〕町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第35号平成22年度内〔17〕町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第36号職員団体のための職員の行為の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第37号内灘町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第38号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第39号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第40号内f17町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議案第41号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

まず、請願第29号E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、請願第29号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【能村憲治君】 次に、請願第30号後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を国に要望する「意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第30号後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を国に要望する「意見書」の提出を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立少数であります。よって、請願第30号は不採択とすることに決定いたしました。

議長【能村憲治君】 次に、請願第31号「介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査で

あります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、請願第31号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【能村憲治君】 次に、今期定例会までに受理いたしました請願を採決いたします。

まず、請願第32号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、請願第32号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【能村憲治君】 次に、請願第33号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見を国に提出することを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、請願第33号は継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案の一括上程

議長【能村憲治君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、諮問

第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

議長【能村憲治君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。

八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

議長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、6月8日の議会開会以来、連日にとわりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に上程いたしました議案第25号から議案第41号までのすべての議案につきまして、適切なるご決議を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の宮林健治氏が来る6月24日をもって任期満了を迎えるため、その後任として古平真一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成22年9月30日をもって任期満了を迎えます現委員の切石権之介氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成22年9月30日をもって任期満了を迎えます現委員の粟森優子氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきまして説明をいたしましたが、どうぞ適切なるご決議

を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長【能村憲治君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【能村憲治君】 次に討論に入ります。討論ございませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【能村憲治君】 これより追加議案の採決に入ります。

議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第42号はこれに同意することに決定いたしました。

議長【能村憲治君】 次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員でございま

す。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに決定いたしました。

議長【能村憲治君】 次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに決定をいたしました。

内⁶⁵町選挙管理委員の選挙

議長【能村憲治君】 日程第3、選挙第1号内⁶⁷町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

内⁶⁷町選挙管理委員に宮本澄江さん、竹川雄二郎さん、齋藤政代さん、山田克己さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました宮本澄江さん、竹川雄二郎さん、齋藤政代さん、山田克己さんを内灘町

選挙管理委員の当選人と定めることにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めま
す。よって、宮本澄江さん、竹川雄二郎さん、
齋藤政代さん、山田克己さんが内灘町選挙管
理委員にそれぞれ当選されました。

内¹¹⁵町選挙管理委員補充員の選挙

議長【能村憲治君】 日程第4、選挙第2
号内灘町選挙管理委員の補充員の選挙を行いま
す。

お諮りいたします。選挙の方法については、
地方自治法第118条第2項の規定により指名
推選により行いたいと思います。これにご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めま
す。よって、選挙の方法は指名推薦で行うこ
とに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、
議長が指名することにいたしたいと思いま
す。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めま
す。よって、議長が指名することに決定をい
たしました。

内¹¹⁷町選挙管理委員補充員、第1号補充員
に今村克博さん、第2号補充員に丸一邦彦さ
ん、第3号補充員に夷藤芳夫さん、第4号補
充員に生田外喜枝さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において
指名いたしました第1号補充員に今村克博さ
ん、第2号補充員に丸一邦彦さん、第3号補
充員に夷藤芳夫さん、第4号補充員に生田外
喜枝さんを内¹¹⁷町選挙管理委員補充員の当選
人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めま
す。よって、第1号補充員今村克博さん、第2号

補充員丸一邦彦さん、第3号補充員夷藤芳夫
さん、第4号補充員生田外喜枝さんが内灘町
選挙管理委員補充員にそれぞれ当選されまし
た。

休 憩

議長【能村憲治君】 この際、暫時休憩を
いたします。

午後2時50分休憩

午後3時10分再開

再 開

副議長【清水文雄君】 地方自治法第106
条第1項の規定により、議長の職務を行いま
すのでよろしくお願いをいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を
続行いたします。

議事日程の追加

副議長【清水文雄君】 ただいま議長の能
村憲治さんから議長の辞職願が提出されてお
ります。

お諮りいたします。議長の辞職許可につい
てを日程に追加し、追加日程第1として直ち
に議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認め
ます。よって、議長の辞職許可についてを日
程に追加し、追加日程第1として直ちに議題
とすることに決定いたしました。

議長の辞職許可

副議長【清水文雄君】 追加日程第1、許
可第1号議長の辞職許可についてを議題とい
たします。

まず、その辞職願を朗読させます。事務局
長。

事務局長【向貴代治君】

辞職願

私儀

今般、一身上の都合により議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成22年6月17日

内灘町議会議長 能村憲治

内⁽¹⁷⁾町議会副議長 清水文雄様

副議長【清水文雄君】 お諮りいたします。能村憲治さんの議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、能村憲治さんの議長辞職は許可することに決定いたしました。

〔16番 能村憲治君 入場〕

議長辞職のあいさつ

副議長【清水文雄君】 それでは、議場に能村憲治さんがおられます。

ここで能村憲治さんより議長辞職に際し、発言を求められていますので、これを許します。

〔前議長 能村憲治君 登壇〕

前議長【能村憲治君】 一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年3月、内⁽¹⁷⁾町議会第31代目の議長として議員各位の推挙により議長職を与えていただきました。以来、皆様方のご支援とご協力により、つつがなく議会の運営ができましたこと、厚く御礼を申し上げます。

この間、内⁽¹⁷⁾町議会議長として石川県や河北郡市の町村議会議長会において副会長という要職につかせていただいております。河北郡市はもとより、県内市町との協調や親睦を図ることに携わることができました。

また、私ごとではございますが、全国町村議会議長会より特別表彰を受賞し、大変恐縮しているところでもございます。

町議会におきましては、議会改革の一環として一問一答を取り入れました。改革につきましては、まだ道半ばではございますが、今

後皆様方とともに改革のほう進めてまいりたいと思っております。

今後は町議会議員として町民の幸せと町のさらなる発展に努めてまいる所存でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

改めて議員各位に感謝を申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。（拍手）

休 憩

副議長【清水文雄君】 この際、暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時40分再開

再 開

副議長【清水文雄君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【清水文雄君】 先ほど議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長の選挙

副議長【清水文雄君】 追加日程第2、選挙第3号。これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長【清水文雄君】 ただいまの出席議員は15名であります。会議規則第32条第2項

の規定により、立会人に5番恩道正博さん、6番北川悦子さんを指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、立会人に5番恩道正博さん、6番北川悦子さんを指名いたします。

投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

副議長【清水文雄君】 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

副議長【清水文雄君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いをいたします。事務局長。

〔氏名点呼、投票〕

事務局長【向貴代治君】 1番、生田勇人議員。2番、南和彦議員。3番、川口正己議員。4番、藤井良信議員。5番、恩道正博議員。6番、北川悦子議員。7番、夷藤満議員。8番、北川進議員。10番、水口裕子議員。11番、渡辺旺議員。12番、八田外茂男議員。14番、南守雄議員。15番、米田満議員。16番、能村憲治議員。9番、清水文雄議員。

副議長【清水文雄君】 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。恩道正博さん、北川悦子さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長【清水文雄君】 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数

に符合いたしております。そのうち、有効投票14票、無効投票1票。有効投票のうち、

北川進さん 11票

水口裕子さん 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、北川進さんが議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長【清水文雄君】 ただいま議長に当選をされました北川進さんが議場にいらっしゃるので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長就任のあいさつ

副議長【清水文雄君】 議長に当選されました北川進さんから発言を求められておりますので、これを許します。北川進さん。

議長【北川進君】 一言ごあいさつ申し上げます。

このたび大勢の皆さん方のご支援を得まして議長の職に当選できました。まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げたいと思います。

皆さんもよくご存じのとおり、私自身はまだ未熟者でございますが、皆さん方のご協力を得ながらこの職責を全うしていきたいとかように考えておりますので、また皆さん方のご指導、ご鞭撻、また皆さん方におかれましては今後ともよろしくお願いしたいなと思っております。

それから、私自身、先ほども言ったとおり、議長の職についたからには、やはりそれなりのことをやらなければならないと考えておりますし、誠心誠意果たしていきたいと、これもやはり前議長や先輩方の議長さん方もたくさんおいでますので、そういった人たちの御指導、ご鞭撻、そういったものを受けながら進めたいと思いますし、町発展のため、また

議会発展のために尽くしていきたいと、かように考えております。どうか、またひとつよろしく願いいたします。

これをもって就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

副議長【清水文雄君】 新しく議長になりました北川進さんとこの際議長席を交代いたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

北川進議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

休 憩

議長【北川進君】 皆さん、どうもありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 57 分休憩

午後 5 時 00 分再開

再 開

副議長【清水文雄君】 それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【清水文雄君】 ただいま議長の北川進さんから、一身上の理由により内¹⁷町議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内¹⁷町議会運営委員会議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、内¹⁷町議会運営委員会委員の

辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の辞任

副議長【清水文雄君】 追加日程第3、許可第2号内¹⁷町議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、北川進さんを内¹⁷町議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

休 憩

副議長【清水文雄君】 この際、暫時休憩いたします。

そのままお待ち願います。

午後 5 時 01 分休憩

午後 5 時 02 分再開

再 開

議長【北川進君】 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を続行いたします。

常任委員会及び特別委員会

正副委員長互選結果報告

議長【北川進君】 休憩中に総務常任委員会において、委員長の辞任に伴い委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に来ておりますのでご報告いたします。

総務常任委員会委員長に藤井良信さん、副委員長に渡辺旺さん。

以上のとおりであります。

また、休憩中に広報対策特別委員会において、委員長の辞任に伴い委員長の互選が行われ、その結果が来ておりますのでご報告いた

します。

広報対策特別委員会委員長に北川悦子さん。
以上のとおりであります。

議事日程の追加

議長【北川進君】 先ほど議会運営委員会委員が1名欠けました。

内⁽¹⁷⁾町議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、内⁽¹⁷⁾町議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任

議長【北川進君】 追加日程第4、選任第1号内⁽¹⁷⁾町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により藤井良信さんを指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤井良信さんを議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

休 憩

議長【北川進君】 この際、暫時休憩をいたします。

午後5時04分休憩

午後5時35分再開

再 開

副議長【清水文雄君】 地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います

ので、よろしくお願いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。
議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【清水文雄君】 議長の北川進さんから、一身上の理由により、内⁽¹⁷⁾町行財政改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内⁽¹⁷⁾町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、内⁽¹⁷⁾町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

内⁽¹⁵⁾町行財政改革特別委員会委員の辞任

副議長【清水文雄君】 追加日程第5、許可第3号内⁽¹⁷⁾町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、北川進さんの内⁽¹⁷⁾町行財政改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

議事日程の追加

副議長【清水文雄君】 次に、議長の北川進さんから、一身上の理由により、内⁽¹⁷⁾町環境開発対策特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内⁽¹⁷⁾町環境開発対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、

追加日程第6として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

内¹⁵町環境開発対策特別委員会委員の辞任

副議長【清水文雄君】 追加日程第6、許可第4号内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、北川進さんの内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔議長 北川進君 入場〕

副議長【清水文雄君】 それでは、ここで議長と交代いたしたいと思います。

〔副議長退席、議長着席〕

議事日程の追加

議長【北川進君】 先ほど内¹⁷町行財政改革特別委員会委員が1名欠けました。内¹⁷町行財政改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、内¹⁷町行財政改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定いたしました。

内¹⁵町行財政改革特別委員会委員の選任

議長【北川進君】 追加日程第7、選任第2号内¹⁷町行財政改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。内¹⁷町行財政改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により能村憲治さんを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました能村憲治さんを内¹⁷町行財政改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議事日程の追加

議長【北川進君】 次に、内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の選任についてお諮りいたします。

内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定いたしました。

内¹⁵町環境開発対策特別委員会委員の選任

議長【北川進君】 追加日程第8、選任第3号内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。内¹⁷町環境開発対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により能村憲治さんを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました能村憲治さんを内田町環境開発対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議事日程の追加

議長【北川進君】 次に、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてお諮りいたします。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域 連合議会議員の選挙

議長【北川進君】 追加日程第9、選挙第4号石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、北川進を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、私、北川進を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、私、北川進が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

議事日程の追加

議長【北川進君】 次に、河北郡市広域事務組合議会議員の選挙についてお諮りいたします。

河北郡市広域事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、河北郡市広域事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会 議員の選挙

議長【北川進君】 追加日程第10、選挙第5号河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに

決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に渡辺旺議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました渡辺旺議員を河北郡市広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、渡辺旺議員が河北郡市広域事務組合議会議員に当選いたしました。

議事日程の追加

議長【北川進君】 次に、議席の一部変更についてお諮りいたします。議長選挙に伴い議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議席の一部変更

議長【北川進君】 追加日程第11、決定第1号議席の一部変更についてを議題といたします。

議席16番能村憲治さんを8番へ、議席8番私、北川進を16番に変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席を一部変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、そのように議席を変更することに決定いたしました。

休 憩

議長【北川進君】 この際、暫時休憩いたします。

そのままお待ち願います。

すぐ名札を取りかえてください。

午後5時46分休憩

午後5時49分再開

再 開

議長【北川進君】 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議案の上程

議長【北川進君】 追加日程第12、議会議案第3号、先ほど採択されました保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の省略

議長【北川進君】 お諮りいたします。本議案につきましては会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質 疑

議長【北川進君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【北川進君】 次に、討論に入ります。
討論ありませんか。 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【北川進君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第3号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【北川進君】 起立多数であります。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

閉会中継続審査及び調査

議長【北川進君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

議会広報対策特別委員会委員の県外行政視察研修への派遣

議長【北川進君】 議会広報対策特別委員会委員の県外行政視察研修への派遣について

お諮りいたします。

来る7月21日から23日までの間、議会広報研修のため議会広報対策特別委員会委員を宮崎県、福岡県方面へ派遣したいと思います。

なお、派遣する議員の出張等、細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

閉議・閉会

議長【北川進君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成22年第2回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的にご審議いただき、まことにご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

午後5時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員